

中国当局が日本企業・大学等を「輸出規制管理リスト」(計 20 団体)、  
及び「注視リスト」(計 20 団体)に掲載 (速報)

—中国両用品目の「輸出規制管理リスト」掲載者向け輸出を禁止、「注視リス  
ト」掲載者向け輸出管理を厳格化—

2026.2.24

CISTEC 事務局

中国商務部は本年 2 月 24 日、中国輸出管理法及び、同両用品輸出管理条例に基づき、日本企業・大学 (計 20 団体) を「輸出規制管理リスト」に掲載し、措置として、これら団体向け中国両用品目の輸出禁止と現在進行中の取引停止を命ずると共に、特殊事情で必要な場合は商務部宛て輸出許可申請を命ずる旨の措置を発表した (商務部公告 2026 年第 11 号公布・施行)。

又、日本企業・大学・研究機関 (計 20 団体) を「注視リスト」に掲載し、輸出者がこれら団体向けに両用物品を輸出する場合、包括許可の申請と登録・情報記入方式による輸出証明書の取得を禁止する他、個別許可申請の際には、誓約書等の提出を求め、厳格な最終ユーザー・用途審査等を実施する措置を発表した (商務部公告 2026 年第 12 号公布・施行)。

尚、下記の報道によれば、佐藤啓官房副長官は 24 日午後の会見で、中国商務省が発表した上記措置について、「決して許容できず、極めて遺憾」と述べ、中国側に強く抗議し、措置の撤回を求めた旨を明らかにすると共に、措置の「内容や影響の精査を行い、必要な対応を行う」考えを示したとされている。

■ 中国輸出管理法に基づく「両用品目輸出管理条例」:

◎ CISTEC 解説: 「両用品目輸出管理条例」が公布、12/1 施行 (改訂 2 版) (CISTEC 速報: 改訂版) (2024.10.21/同 10.22 改訂版)

[https://www.cistec.or.jp/service/keizai\\_anzenhosho/china/data/20241021.pdf](https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20241021.pdf)

◎ 中国両用品目輸出管理条例 (CISTEC 仮訳 ver.3) (2024.10.22) :

[https://www.cistec.or.jp/service/keizai\\_anzenhosho/china/data/20241021\\_yaku.pdf](https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20241021_yaku.pdf)

■ 関連報道

◎中国輸出禁止措置は極めて遺憾、強く抗議し撤回求めた＝官房副長官(ロイター2026年2月24日)

<https://jp.reuters.com/world/china/IBTJWAAR4ZIIDIFXH7PRFJEF3E-2026-02-24/>

◎佐藤啓官房副長官「極めて遺憾」 中国による対日輸出禁止措置に抗議 (日経 2026 年 2 月 24 日)

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA245ZP0U6A220C2000000/>

1. 「両用品目輸出管理条例」に基づく「輸出規制管理リスト」:

(1) 法的枠組:

✓ 掲載根拠（同条例第 28 条）：

以下何れかの状況にある輸入業者、エンドユーザーを「管理リスト」に追加できる旨を規定：

- ① エンドユーザー・最終用途の管理要求に違反、②国の安全と利益を脅かす可能性、
- ③ 両用品目のテロ目的使用、（詳細略）

✓ 措置（同条例第 29 条）：

「管理リスト」に掲載された輸入業者、エンドユーザーに対し、以下の 1 つ又は複数の措置を講じる事が出来る旨を規定：

- ① 関連両用品目の取引禁止、②関連両用品目の取引制限、③関連両用品目の輸出中止を命じる
- ④ その他必要な措置

又、特殊な状況下で関連取引を行う必要がある場合、輸出者は国务院の商務主管部門に申請書を提出し、許可取得後、当該輸入業者、エンドユーザーと相応取引をおこない、要求に基づいて報告を行うことが出来る旨が規定されている。

**（2）商務部公告 2026 年第 11 号：日本のエンティティ 20 社の輸出規制管理リスト掲載に関する公布<sup>1</sup>：**

【発布団体】 安全管理局（産業安全・輸出入管理局）

【発布文書番号】 商務部公告 2026 年第 11 号

【発布期日】 2026 年 2 月 24 日

《中華人民共和国輸出管理法》および《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》等の法律法規の関連規定に基づき<sup>2</sup>、国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行するため、三菱造船株式会社など日本の軍事力向上に関与する日本のエンティティ 20 社を輸出規制管理リスト（付属文書参照）に加え、以下の措置を講じることを決定した：

一、輸出者が上記エンティティ 20 社に両用品目を輸出することを禁止し、国外の組織および個人が中華人民共和国を原産とする両用品目を上記エンティティ 20 社に移転または提供することを禁止する；現在行っている関連活動は直ちに停止しなければならない。

<sup>1</sup>（訳者注）「商务部公告 2026 年第 11 号 公布将 20 家日本实体列入出口管制管控名单」（中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策発布 2026 年 2 月 24 日）

[https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art\\_b5159a773124428a9813884015d1b8b3.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_b5159a773124428a9813884015d1b8b3.html)

<sup>2</sup>（訳者注）《中華人民共和国輸出管理法》第 18 条および《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》第 28、29、30 条。なお、《中華人民共和国輸出管理法》第 18 条および《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》第 30 条に輸出規制管理リストからの除外に関する規定があるが、本公告では言及されていない。

二、特殊な状況下で確かに輸出する必要がある場合、輸出者は商務部に申請を提出しなければならない。

本公告は公布の日より正式に実施する。

付属文書：輸出規制管理リスト（2026年2月24日）別添1参照

商務部

2026年2月24日

✓ 今後の留意点：

今回措置では、上記（1）措置（第29条）①～④の内、①、③が明記されている。但し、同④措置も枠組上担保されている等、今後、実際の運用・執行動向を注視する必要がある。

2. 「両用品目輸出管理条例」に基づく「注視リスト」：

（1）法的枠組：

✓ 同条例は第15条で、両用品目輸出には、個別許可、包括許可、又は登録・情報記入方式による輸出証明書を取得する必要がある旨を規定。

✓ 国务院・商務主管部門は、輸出許可申請を受理後、単独又は国の関係部門と共同で申請を審査し、45日以内に許可・不許可の決定を下す必要（同第17条）。

✓ 「注視リスト」（同条例第26条）：

① 掲載根拠：

当局による期限内の検証に非協力、或いは補足資料不提出により最終用途が確認できない場合、関連する輸入者とエンドユーザーを「注視リスト」に含めることができる旨を規定している。

② 申請関連要件：

・輸出者が同リスト掲載者向けに両用品を輸出する場合、包括許可、及び登録・情報記入方式による輸出証明書の申請は不可。

・個別許可を申請する場合、リスト掲載エンドユーザー等のリスク評価レポートを提出し、当該エンドユーザー等による規制・要件の遵守の誓約が必要。

③ リスト掲載削除要件：

・関連リスト掲載者が当局検証に協力し、不正な変更・移転がないことが確認できればリストから削除が可能。

(2) 商務部公告 2026 年第 12 号：日本のエンティティ 20 社の注視リスト掲載に関する公布

3 :

【発布団体】 安全管理局（産業安全・輸出入管理局）

【発布文書番号】 商務部公告 2026 年第 12 号

【発布期日】 2026 年 2 月 24 日

《中華人民共和国輸出管理法》および《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》等の法律法規の関連規定に基づき<sup>4</sup>、株式会社 SUBARU 等の両用品目のエンドユーザー、最終用途を確認できない日本のエンティティ 20 社を注視リスト（付属文書参照）に加えることを決定した。

輸出者は上記エンティティに両用品目を輸出する場合、包括許可を申請する、または登録・情報記入方式で輸出証明書を取得してはならない；個別許可を申請する際、注視リストに加えられたエンティティのリスク評価報告を提出するとともに、両用品目を日本の軍事力向上に寄与する一切の用途に使用しない旨の書面による誓約を提供しなければならない。許可審査期限は《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》第十七条第一項に定める期限の制限を受けない。

商務部は注視リスト中のエンティティへの両用品目の輸出についてより厳格なエンドユーザーおよび最終用途の審査を実施し、日本の軍事ユーザー、軍事用途に関わる、および日本の軍事力向上に寄与する一切のその他のエンドユーザー用途への輸出は承認されない。

注視リストに加えられたエンティティは、《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》第二十六条の規定に基づき、検証協力義務を履行した場合、注視リストからの削除を申請することができる。商務部は確認後、これを注視リストから削除することができる。

本公告は公布の日より正式に実施する。

<sup>3</sup>（訳者注）「商務部公告 2026 年第 12 号 公布将 20 家日本实体列入关注名单」（中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策発布 2026 年 2 月 24 日）

[https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art\\_bac18400512d408a8d4c2f964e36ac11.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_bac18400512d408a8d4c2f964e36ac11.html)

<sup>4</sup>（訳者注）《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》第 26 条。

付属文書：注視リスト（2026年2月24日）別添2参照

商務部  
2026年2月24日

以上

附属文書

輸出規制管理リスト

(2026年2月24日)

1. 三菱造船株式会社 (Mitsubishi Heavy Industries Shipbuilding Co.)
2. 三菱重工航空エンジン株式会社 (Mitsubishi Heavy Industries Aero Engines, Ltd.)
3. 三菱重工マリンマシナリ株式会社 (Mitsubishi Heavy Industries Marine Machinery & Equipment Co., Ltd.)
4. 三菱重工エンジン&ターボチャージャ株式会社 (Mitsubishi Heavy Industries Engine & Turbocharger, Ltd.)
5. 三菱重工マリタイムシステムズ株式会社 (Mitsubishi Heavy Industries Maritime Systems, Ltd.)
6. 川崎重工航空宇宙システムカンパニー (Kawasaki Heavy Industries Aerospace Systems Company)
7. 川重岐阜エンジニアリング株式会社 (KAWAJU Gifu Engineering Co., Ltd.)
8. 富士通ディフェンス&ナショナルセキュリティ株式会社 (Fujitsu Defense & National Security, Ltd.)
9. 株式会社 IHI 原動機 (IHI Power Systems Co., Ltd.)
10. 株式会社 IHI マスターメタル (IHI Master Metal Co., Ltd.)
11. 株式会社 IHI ジェットサービス (IHI Jet Service Co., Ltd.)
12. 株式会社 IHI エアロスペース (IHI Aerospace Co., Ltd.)
13. 株式会社 IHI エアロマニュファクチャリング (IHI Aero Manufacturing Co., Ltd.)
14. 株式会社 IHI エアロスペース・エンジニアリング (IHI Aerospace Engineering Co., Ltd.)
15. NEC ネットワーク・センサ株式会社 (NEC Network and Sensor Systems, Ltd.)
16. 日本電気航空宇宙システム株式会社 (NEC Aerospace Systems, Ltd.)
17. ジャパン マリンユナイテッド株式会社 (Japan Marine United Corporation)
18. JMU ディフェンスシステムズ 株式会社 (JMU Defense Systems Co., Ltd.)
19. 防衛大学 (National Defense Academy of Japan)
20. 宇宙航空研究開発機構 (Japan Aerospace Exploration Agency)



附属文書：

注視リスト  
(2026年2月24日)

1. 株式会社 SUBARU (SUBARU Corporation)
2. 富士エアロスペーステクノロジー株式会社 (FUJI Aerospace Technology Co., Ltd.)
3. ENEOS 株式会社 (ENEOS Corporation)
4. 輸送機工業株式会社 (Yusoki Co., Ltd.)
5. 伊藤忠アビエーション株式会社 (ITOCHU Aviation Co., Ltd.)
6. 株式会社レダグループホールディングス (Leda Group Holdings Co., Ltd.)
7. 東京科学大学 (Institute of Science Tokyo)
8. 三菱マテリアル株式会社 (Mitsubishi Materials Corporation)
9. ASPP 株式会社 (ASPP Co., Ltd.)
10. 八洲電機株式会社 (Yashima Denki Co., Ltd.)
11. 住友重機械工業株式会社 (Sumitomo Heavy Industries, Ltd.)
12. TDK 株式会社 (TDK Corporation)
13. 三井物産エアロスペース株式会社 (Mitsui Bussan Aerospace Co., Ltd.)
14. 日野自動車株式会社 (Hino Motors, Ltd.)
15. 株式会社トーキン (Tokin Corporation)
16. 日新電機株式会社 (Nissin Electric Co., Ltd.)
17. 株式会社サン・テクトロ (Sun Tectro Co., Ltd.)
18. 日東電工株式会社 (Nitto Denko Corporation)
19. 日油株式会社 (NOF Corporation)
20. ナカライテスク株式会社 (Nacalai Tesque, Inc.)



商務部報道官が対日関連輸出管理措置について記者の質問に回答<sup>5</sup>

質問：2026年2月24日、商務部は管理リスト、注視リストを対外発表しましたが、どのような考慮があったのでしょうか？

回答：《中華人民共和国輸出管理法》および《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》等の法律法規の関連規定に基づいて、中国は以下のことを決定した：

第一に、三菱造船株式会社等20社の日本の軍事力向上に関与するエンティティを管理リストに加えた。リスト追加後の措置は主に2つの側面からなり、一つは輸出者が上記エンティティに両用品目を輸出することを禁止することである。もう一つは国外の組織および個人が中華人民共和国を原産とする両用品目を上記エンティティに移転または提供するのを禁止することである。現在行っている関連活動は直ちに停止しなければならない。

第二に、株式会社SUBARU等の両用品目のエンドユーザー、最終用途を確認できない日本のエンティティ20社を注視リストに加えた。リスト掲載後、輸出者が上記エンティティに両用品目を輸出する場合、包括許可を申請する、または登録・情報記入方式で輸出証明書を取得してはならない；個別許可を申請する際、注視リストに加えられたエンティティのリスク評価報告を提出するとともに、両用品目を日本の軍事力向上に寄与する一切の用途に使用しない旨の書面による誓約を提供しなければならない。許可審査期限は《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》第十七条第一項に定める期限の制限を受けない。商務部は注視リスト中のエンティティへの両用品目の輸出についてより厳格なエンドユーザーおよび最終用途の審査を実施し、日本の軍事ユーザー、軍事用途に関わる、および日本の軍事力向上に寄与する一切のその他のエンドユーザー用途への輸出は承認されない。注視リストに掲載されたエンティティが《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》第26条の規定に基づいて、検証協力義務を履行した場合、注視リストからの削除を申請することができる。商務部は確認後、これを注視リストから削除することができる。

リストに掲載された日本のエンティティについては、今回の公告に従って措置を実行する；掲載されていない日本のエンティティについては、日本の軍事ユーザー、軍事用途に関わる場合、または日本の軍事力向上に寄与するその他のエンドユーザー用途に関わる場合、《両用品目の日

---

<sup>5</sup>（訳者注）「商务部新闻发言人就対日相关出口管制措施答记者问」（中華人民共和国商務部サイト新聞発布・新聞發言人談話 2026年2月24日）

[https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyth/art/2026/art\\_ecab07b2d57149ecbd800fe40362e8ed.html](https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyth/art/2026/art_ecab07b2d57149ecbd800fe40362e8ed.html)

本に対する輸出管理強化に関する公告》<sup>6</sup>の規定に従って、これに対する両用品目の輸出を禁止する。上記措置の目的は日本の“再軍事化”および核保有のたくらみを阻止することであり、完全に正当であり、合理的、合法である。中国が法に従ってリストに掲載した行為は少数の日本のエンティティだけを対象としたものであり、関連措置は両用品目だけを対象としたものであり、中日の正常な経済・貿易往来には影響せず、誠実に法律を遵守する日本のエンティティは全く心配する必要はない。

以上

---

<sup>6</sup> (訳者注)「商务部公告 2026 年第 1 号 关于加强两用物项对日本出口管制的公告」(中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策発布 2026 年 1 月 6 日)

[https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art\\_8990fedae8fa462eb02cc9bae5034e91.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_8990fedae8fa462eb02cc9bae5034e91.html)